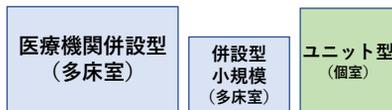


# 介護医療院

**要介護者**であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設

※医療法にいう病院・診療所ではないが、医療法上の医療提供施設の1つ（**介護老人保健施設と同じ**）

※開設できる団体も**介護老人保健施設と同じ**（医療法人だけでなく地方公共団体や社会福祉法人、厚労大臣が定める者も開設できる）



名称

概要

医療機関併設型	病院または診療所に併設
併設型小規模	医療機関併設型のうち、入所定員が19人以下
ユニット型	療養室（個室）＋共同生活室

1

# 介護医療院

- ・介護保険施設の1つ（都道府県知事が指定）
- ・要支援者は利用できない
- ・イメージはほぼ病院（病棟）

※療養室の定員は4人以下（1人あたり床面積は8m<sup>2</sup>以上）

家具、パーティション、カーテンなどの組み合わせにより室内を区別することでプライバシーを確保（カーテンのみの仕切りではダメ）

- ・医療（経管栄養や痰吸引など日常的な医療ケア）を提供しつつ、生活施設としての機能も備えている
- ・介護療養型医療施設が廃止されるのは**2024年3月末**
- ・看取りやターミナルケアも行う
- ・Ⅰ型とⅡ型

2

# 介護医療院

I 型	<p>① 長期療養が必要である重篤な身体疾患、および身体合併症のある認知症高齢者が対象</p> <p>②</p>
II 型	<p>I 型以外 I 型と比べて状態が安定している高齢者が対象</p>

介護療養型医療施設  
と同じ

※介護老人保健施設より厳しい

介護老人保健施設  
と同じ

※運営基準や人員基準も同じ

- ・ サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるように努める
- ・ 理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない
- ・ 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討
- ・ 協力病院（義務）、協力歯科医療機関（努力）
- ・ 感染対策委員会を3か月に1回以上開催
- ・ 入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護および介護を受けさせてはならない

3

# 介護医療院

II 型は介護老人保健施設と同じ

I 型はそれより基準が厳しい

	I 型	II 型
管理者	医師（都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に管理させることができる）	
医師	入所者48人に1人（3人以上）	入所者100人に1人（1人以上）
薬剤師	入所者150人に1人	入所者300人に1人
看護職員	入所者6人に1人以上	
介護職員	入所者5人に1人	入所者6人に1人
理学療法士および作業療法士	実情に応じた適当数	
栄養士または管理栄養士	1人以上（入所定員100人以上）	
診療放射線技師等	実情に応じた適当数	
介護支援専門員	1人以上（入所者の数が100人またはその端数を増すごとに1人）	

4

問題 45 介護医療院について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要な者に対してサービスを行う施設と定義されている。
- 2 入所対象者には、身体合併症を有する認知症高齢者も含まれる。
- 3 介護医療院の創設により、介護療養型医療施設は2018(平成30)年4月にすべて廃止された。
- 4 定員100人のⅡ型療養床の場合には、常勤換算で1人の医師の配置が必要である。
- 5 入所者1人当たりの療養室の床面積は、8㎡以上とされている。

5

問題 44 介護医療院について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 要介護3以上の者のみが利用できる。
- 2 介護医療院の創設に伴って介護療養型医療施設が廃止されるのは、2020年度末である。
- 3 長期療養が必要な者に対し、必要な医療及び日常生活上の世話を提供する施設である。
- 4 多床室の場合は、カーテンのみで入所者同士の視線等を遮断し、プライバシーを確保できればよい。
- 5 主として長期にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を有する者等を入所させるⅠ型療養床と、それ以外の者を入所させるⅡ型療養床がある。

6